

クリーン保証規定

各位

一般社団法人日本ウクライナ結婚支援協会

この規定は、国際結婚斡旋業を行う当協会において、業界の悪い印象を払拭するために業界随一のクリーンであると保証する当協会のサービス等の一切について保証する制度です。

趣旨

クリーン保証制度を開始した経緯としましては、他社で詐欺被害に遭った方が大変多く、結婚の相談も同時に他社での詐欺被害の相談を受ける事が増えております。しかしながら、当協会まで疑われてしまう事は大変遺憾であることから、他社（詐欺業者）には絶対できない全額返金保証等のクリーン保証制度を開始する運びとなりました。他社で騙された方であっても安心して当協会をご利用ください。

前文（クリーンの定義）

クリーンとは、1. 詐欺を目的事案を防ぐ事 2. 会員が詐欺被害に遭わない事 3. 詐欺を目的とした女性会員が存在しないか調査する事 4. 定められた料金又は会員が事前に合意した料金以外に費用を請求しない事 5. 会員や入会を検討されている方の意思に反し契約を強制、しつこい勧誘、勝手な契約を行いません 6. 全て事前に説明又は掲示しお客様の了承を得たもののみ契約又は請求し、これに反する場合は請求しません。 7. 当協会理事及び社員は法令遵守します。

第1条（返金保証）

万一、当協会がクリーンではなかった場合は、当協会は契約中の会員の申し出により内部調査を行い、事実確認が取ればお客様からクリーンの定義1・2・3・5・6・7に関しては受領した入会金と年会費及び当該事案に関連する当協会に支払った費用等の全額を返金し、4については当該部分の請求は行いません。

第2条（内部規定違反）

当協会理事及び社員が内部規定に反した行動を行った場合は、会員の申し出により調査を行い、適正に処分します。また調査結果、処分内容もお客様へお伝えします。

第3条（詐欺の排除）

当協会は詐欺を行わない事を確約し仮に行っていた場合は第1条に伴い全額返金致します。また、金銭目的や詐欺目的の女性がないかどうか常に情報を収集し又は調査を行い、金銭目的や詐欺目的の女性会員を確認した場合は、速やかに男性会員に対してその事実を報告します。また女性会員から不透明な金銭の要求を受けた場合は、当協会へご相談下さい。

第4条（法令遵守）

当協会では法令遵守を徹底し、当協会理事及び社員並びに当協会の提供するサービスが日本国の法令又はウクライナ国の法令遵守を徹底させることを約束します。

以上